

家賃支援給付金のお知らせ

～農地の賃貸借も対象です～

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、特に地代、家賃の負担軽減を目的に支給する給付金です。

給付対象

対象者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により売上高が減少した、資本金10億円以上の大企業等を除く「農業者」、「農業法人」等が対象となります。

要件 令和2年5月から12月までの売上高が、次のいずれかの要件を満たした場合に対象となります。

- ・いずれかの月の売上高が前年同月比で50%以上減少した場合
- ・連続する3ヶ月の売上高が前年同時期と比較して30%以上減少した場合

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少となる例

- ◇ 花き、果物など、外出自粛やインバウンドの減少などに伴う需要の急減により出荷ができないため、売上高が大幅減
- ◇ 労働力の確保ができず、収穫適期に作業ができなかったために、売上高が大幅減

給付額

申請時の直近に支払った農地を含む土地や建物の賃料の合計に基づき算出される給付額の6か月分が支給されます。 【上限額】 法人：600万円、個人：300万円

※賃料が年払いの場合は、12で割った平均月額とします。

申請に必要な書類

個人の場合 氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。
①誓約書、②宣誓書、③賃貸借契約を証明する書類、④売上高の減少を確認できる資料、⑤賃料の支払を証明する書類、⑥本人確認資料

法人の場合 法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。
①誓約書、②宣誓書、③賃貸借契約を証明する書類、④売上高の減少を確認できる資料、⑤賃料の支払を証明する書類

※手続きを円滑に進めるため、準備できる書類から順次ご用意ください。

申請期限・方法

申請期限 令和3年1月15日（金）

申請方法 専用WEBサイトからの申請を基本とします。
また、必要に応じて、完全予約制の申請サポート会場にてスタッフによる申請の入力サポートが受けられます。

詳しくは、下記アドレスからアクセスしてご確認ください。

◆申請ホームページ <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

◆農振水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/yachinshien.html

お問い合わせ先

家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

受付時間 8:30～19:00 ※土日祝日含む

農地の賃貸借については、下記までお問い合わせください。

◆農地法3条による賃貸借 幕別町農業委員会農地振興係 電話 54-6625 FAX 54-5564

◆農用地利用集積計画による賃貸借 公益財団法人幕別町農業振興公社 電話 57-2711 FAX 57-2716